

横浜市医療局病院経営本部請負工事等総合評価落札方式実施要綱

制 定 平成29年4月10日 病病第27号
最近改正 令和3年1月12日 病病第419号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市医療局病院経営本部工事請負等競争入札参加要領に基づく競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が横浜市医療局病院経営本部にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合評価落札方式 総合評価一般競争入札において落札者を決定することをいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象工事は、一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者が提示する総合的なコスト縮減、性能・機能、社会的要請等の提案、技術提案に係る施工計画（以下「技術提案」という。）、簡易な施工計画、入札者の施工能力及び社会性・信頼性（以下「施工能力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 入札者が提示する簡易な施工計画及び入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(総合評価落札方式による評価の方法)

第4条 総合評価落札方式による評価の方法は、標準点（100点）と入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が提出した技術提案、簡易な施工計画及び施工能力等（以下「技術提案等」という。）に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した評価点（以下「加算点」という。）の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（単位：億円。消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点

評価値（小数点以下第4位未満切捨て）＝技術評価点／入札価格

2 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1) 標準型 前条第1号の工事に該当する場合
- (2) 簡易型 前条第2号の工事に該当する場合
- (3) 特別簡易型 前条第3号の工事に該当する場合

(学識経験を有する者の意見聴取)

第5条 総合評価落札方式の実施にあたっては、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が医療局病院経営本部にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2人以上の意見を聴く（以下「意見聴取」という。）ものとする。

2 前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者に意見を聴くものとする。

3 前項において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者から意見聴取するものとする。

4 第1項及び第3項の意見聴取の方法は、原則として学識経験者ごとに意見聴取を行うものとする。

(総合評価一般競争の適用及び落札者決定基準の決定)

第6条 病院事業管理者は、第3条に基づき総合評価一般競争入札によることの適否を決定するものとする。

2 病院事業管理者は、前条第1項の意見聴取の結果を考慮し、落札者決定基準を決定するものとする。

3 病院事業管理者は、総合評価一般競争入札によることの適否及び落札者決定基準の決定について、原則として別に定める総合評価落札方式に係る事項を審議する委員会（以下「審議委員会」という。）の審議に付して決定するものとする。

(実施要領書)

第7条 病院事業管理者は、あらかじめ、技術資料についての評価方法及び落札者決定基準等の詳細を定めた総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）を定めるものとする。

2 実施要領書には次の掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札を適用する理由
- (2) 求める技術資料の内容及び提出期限
- (3) 技術資料の評価項目及び評価基準
- (4) 技術資料の要求要件及び欠格事項

- (5) 落札者の決定基準及び決定方法
- (6) 総合評価落札方式での評価結果等の公表
- (7) 技術提案等が達成されなかったときの取扱い
- (8) その他必要と認める事項

(入札公告に掲げる事項)

第8条 病院事業管理者は、総合評価落札方式を実施する際には、入札公告（入札説明書を含む。以下同じ）において、横浜市医療局病院経営本部契約規程（平成17年3月31日病院経営局規程第32号。以下「契約規程」という。）第8条第2項に規定する事項に加えて、次の事項についても掲げなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札による旨
- (2) 落札者決定基準については、実施要領書に記載すること

(技術資料のヒアリング)

第9条 病院事業管理者は、必要に応じて入札参加者から提出された技術資料についてヒアリングを実施することができる。

(技術提案等の審査及び評定)

第10条 病院事業管理者は、入札参加者から提示された技術提案等について、施工の確実性、安全性、経済性等を考慮して審査するものとする。

- 2 病院事業管理者は、技術提案等の内容に従うと契約内容に合致した確実な施工ができずに不適切と認めるときは、当該技術提案等を不採用とすることができる。
- 3 病院事業管理者は、入札公告及び実施要領書（以下「入札公告等」という。）において掲げた技術資料の評価基準に基づき、技術資料の評定を実施し、技術評価点を算出するものとする。
- 4 病院事業管理者は、技術提案等の審査及び評定について、原則として審議委員会の審議に付して、技術評価点を算出するものとする。
- 5 病院事業管理者は、第5条第3項の意見聴取を工事発注課の技術資料審査後に行うものとする。
- 6 前項の意見聴取は、学識経験者から特に要請された場合には、評価値の算出後に行うものとする。
- 7 第5項の意見聴取において学識経験者から異議が出た場合には、第15条に規定する医療局病院経営本部請負工事等総合評価落札方式審査確認委員会（以下「審査確認委員会」という。）の審議に付するものとする。
- 8 入札者は、提出した技術資料を取り下げることができる（取下げが可能な期間及び申請方法については実施要領書に定めるものとする。）。
なお、取下げは撤回できないものとする。
- 9 前項の規定により技術資料の取下げがあった場合は、技術資料の提出がなかったものとして取り扱うものとする。

(落札予定者の決定)

第11条 病院事業管理者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札予定者とするものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 入札者が提出した技術資料が、実施要領書で定める欠格要件のいずれにも該当していないこと。

(3) 入札者の評価値が、標準点を予定価格（単位：億円）の110分の100で除して得た数値を下回っていないこと。

2 前項の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札予定者を決めるものとする。

3 前項の場合においては、令167条の9後段の規定を準用する。

(入札参加資格の確認)

第12条 病院事業管理者は、入札公告に定める提出書類等により、前条に規定する落札予定者が入札公告において定めた入札参加資格等を満たす者であるかを確認するものとする。

(落札者の決定)

第13条 病院事業管理者は、前条により落札予定者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。ただし、当該落札予定者の当該申込みに係る価格が契約規程第18条に規定する調査基準価格を下回る場合の取扱いは、医療局病院経営本部工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱によるものとする。

2 前項において第10条第6項の意見聴取を行った場合は、その結果を考慮し、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。ただし、学識経験者から異議が出た場合には、第15条に規定する請負工事等総合評価落札方式審査確認委員会の審議に付して、落札者を決定するものとする。

3 病院事業管理者は、落札者の決定について、審議委員会の審議に付して、落札者を決定することができる。

(評価結果等の公表)

第14条 病院事業管理者は、総合評価落札方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 落札者

(2) 落札者を決定した理由

(3) 入札者の評価結果

(請負工事等総合評価落札方式審査確認委員会)

第15条 病院事業管理者は、審査確認委員会を設け、第10条7項及び第13条第2項ただし書における審議のほか、請負工事等の総合評価落札方式の審査確認に関して必要な事項について審議するものとする。

2 審査確認委員会の詳細は、別に定めるものとする。

(落札者の施工方法等)

第16条 技術提案等に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案等に基づいて施工させるものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第17条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(技術提案等が達成されなかったときの対応等)

第18条 入札参加者の技術資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱の規定に基づき指名停止等を行うものとする。

2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は病院事業管理者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

3 前項の場合、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

(総合調整)

第19条 総合評価落札方式の実施にあたり、必要な総合的な調整等は病院事業管理者が行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。